



子ども・子育て支援新制度 がスタートします！

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て支援法が成立しました。この法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から本格スタートします。

新制度で増える教育・保育の場

小学校就学前の施設は、これまで幼稚園と保育所の 2 つが多く利用されてきました。新制度では、その 2 つに加え、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」や保育施設より少人数の単位で 0～2 歳の子どもを預かる地域型保育事業など新たな保育の場が創設されます。

幼稚園

3～5 歳



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行うための学校

【利用時間】

朝～昼すぎ

【桂川町内の該当施設】

桂川幼稚園（公立）

【対象者】

認定区分 1 号

保育所

0～5 歳



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

【利用時間】

朝～夕

【桂川町内の該当施設】

土師保育所・吉隈保育所（公立）、善来寺保育園（私立）

【対象者】

認定区分 2・3 号

認定こども園

0～5 歳



保護者の就労などにかかわらず、教育・保育を一体的に行う施設

【利用時間】

朝～昼すぎ（3～5 歳）
朝～夕（0～5 歳）

【桂川町内の該当施設】

なし

【対象者】

認定区分 1・2・3 号

地域型保育事業

0～2 歳



家庭的な雰囲気のもとで保育を行う家庭的保育や小規模保育などの施設

【利用時間】

朝～夕

【桂川町内の該当施設】

なし

【対象者】

認定区分 3 号

利用手続きの変更点は？



これまでと大きな変更点はありませんが、幼稚園・保育所などを利用する場合、教育・保育を受けるための支給認定を受ける必要があります。

幼稚園を利用希望の場合

① 各施設に直接申込み

各施設から入園の内定を受けた後、各施設を通じて「利用のための認定」を町へ申請

③ 各施設を通じて、町から「認定証」が交付【1号認定】

④ 各施設と契約

保育所を利用希望の場合

① 町に「保育の必要性」の認定申請および各施設の利用申請を申込み

② 町から「認定証」が交付【2・3号認定】

③ 申込者の希望、各施設の状況などにより、町が利用調整

④ 利用先の決定後、各施設と契約

※新制度に移行しない私立幼稚園は、従来どおりの手続き方法です。なお、桂川町には私立幼稚園はありません。

「認定区分」とは？



新制度に移行する幼稚園や保育所を利用するには、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

支給認定は 3 つの区分に分かれ、区分によって利用できる施設や入所手続きが異なります。

認定区分	対象年齢	利用時間	利用できる施設
1号	満3歳以上	教育標準時間 ⇒4時間程度	認定こども園 幼稚園
2号		保育標準時間 ⇒11時間	認定こども園 保育所
3号	満3歳未満	保育短時間 ⇒8時間	認定こども園 保育所 地域型保育事業